2024年11月号

弁護士 大関太朗の レターケーション

Vol. 130

〇〇デート



娘と2人で福井に旅行に行ってきました。 インフルエンザで中止になった7月の旅 行のリベンジを果たすことができました。 いつもは家族4人で旅行に行っていたので 多少不安でしたが、特に問題なく旅行を終

えることができました。

私が娘に対し、「旅行デートだね」「ドライブデートだね」「化石発掘デートだね」と、何かとデートにこじつけて話しかけていたら、最初のうちは「大人と子どもはデートしないんだよ」と拒んでいたのですが、最後には受け答えが面倒になったのか「もうデートってことでいいよ」と投げやりに回答されました。

娘の公認ももらえましたし、旅の道中、念願の「大関駅」にも寄ることができたので大満足の旅行となりました。

書面の提出期限(民事訴訟)

裁判期日では、提出された書面の確認とともに、次回期日において、どちらが反論の書面を作成するかの確認も行われます。

通常ですと準備の期間を1か月 くらいもらい、次回期日の1週間 前までに書面を提出するよう指示 を受けます。

ですが、提出期限をすぎたとしても、今のところ法的なペナルティーはありません。私は提出期限を守る方ですが、ひどいケースだと前日や当日に書面を提出してくる弁護士もいます。

家庭内別居

離婚事件において、別居期間を婚姻関係の破綻原因として主張する場合、一定の期間が必要であることは前回説明しました。

では、家庭内別居はどうでしょうか。「家庭内別居をしています」と相談にこられる方はいますが、その程度は事案ごとに異なります。会話をしないというだけで食事の準備や洗濯等の家事をしてあげている事案もあれば、家事も家計も完全に別々で同じ部屋にいることがないという事案もあります。このように家庭内別居といってもその程度は様々ですし、別居と言いながらも同じ屋根の下で暮らしている以上、裁判所は通常の別居とは同じように扱っていないと感じます。

もちろん、そのような状態は判断要素の一つにはなるでしょうが、家庭内別居が長期間続いた ことのみをもって婚姻関係が破綻したと裁判所に認めてもらうことを期待するのは慎重になった 方がよいです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/ 営業時間:9:00~18:00 (平日) 土・日・祝日相談可能 (要相談)

弁護士紹介 **大関 太朗**

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録(登録番号:35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設